

一般社団法人モバイルブロードバンド協会  
標章使用規程

平成 22 年 2 月 22 日

[協会標章]

第 1 条 協会は理事会の決議により協会の標章（以下 MBA ロゴという）を定める。

[使用]

第 2 条 MBA ロゴは、協会事務局が協会の活動に於て使用する。

2. 協会事務局以外の者は、予め協会が許可した場合に MBA ロゴを使用する事ができる。

[使用の承認]

第 3 条 第 2 項により MBA ロゴを使用しようとする者は、用途、使用時期、目的物の配布先または掲出箇所、その他必要な事項を明らかにして、協会事務局に許可を申請しなければならない。

2. 協会事務局は、前項による申請を受けた時は、その適否を速やかに判断し、申請者に回答しなければならない。

[使用料]

第 4 条 協会は、正当な手続を経て行われる MBA ロゴの使用につき、使用料を収受しない。

[使用方法]

第 5 条 MBA ロゴは、協会が特に許可した場合を除き、解り易い形で、図柄や文字が肉眼で容易に判別できる大きさと使用しなくてはならない。

附則

1. この規程は、定款に則った手続を経た時から直ちに施行する。
2. 本規定を最初に施行する時は、平成 22 年 2 月 22 日に理事会が決定した図案を第 1 条にいうモバイルブロードバンド協会の標章とする。



理事会が決定した図案